



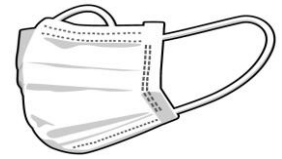
あらかわ一義  
市政だより  
そくさいかいね

**市長提案理由説明**

▼令和2年度・第1回七尾市議会臨時会が4月28日の1日間を会期として開催されました。

▼世界中で猛威を振るい続けている新型コロナウイルスですが、国は4月16日に「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大し、これに合わせて石川県を「特定警戒都道府県」としました。これを受け当市では、感染拡大を防止するため、全世帯に50枚の使い捨てマスクを配布するとともに、保育園・認定こども園や放課後児童クラブを利用する子どもに、布マスクを配布しました。

▼さらに緊急経済対策として、県が実施する休業要請に応じた企業等に支給される「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」に対する負担金を計上したほか、当市としては、経営が厳しさを増す宿泊業、飲食業、観光交通業を対象に、県の協力金が支給されない事業者に対して、1法人あたり20万円、個人事業者に10万円の応援金を交付するいたしました。



▼市民の皆様には国難ともいえるこの局面を乗り切るためにも、こまめな手洗いや消毒、咳エチケットを守るとともに、感染拡大をのリスクを高める「3つの密」の回避や、不要不急の外出を自粛していただきますように、重ねてお願い申し上げるとし、市民への協力を求めました。

▼予算編成にあたっては、総額2億3,844万円の追加を行うとし、補正後の一般会計予算額を302億2,844万円としました。

**■事業内容 (千円)**

事業名	事業内容	事業費	担当課
感染症予防事業	○全世帯にマスクを配布する経費・1世帯あたり50枚入り1箱 ○保育園等を利用する子どもへの布マスク配布に係る経費 対象者・・保育園等入所児童のうち3歳児～5歳児 放課後児童クラブ利用児童のうち1年生～3年生	88,803	健康推進課
中小企業緊急支援事業	○県が実施する中小企業等に対する協力金の市負担金負担率・・1/3 ○上記の協力金対象外となる宿泊業等に対する市単独応援金 1法人あたり20万円、個人事業者10万円	135,000	商工観光課
放課後児童クラブ事業	○小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開所時間拡大に係る経費 対象期間・・4月9日～5月1日	11,478	子育て支援課
障害児通所給付費	○特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等ディサービスの利用増加に係る経費 4月9日～5月1日	3,159	福祉課

**■コロナに負けるな 七尾応援金について**

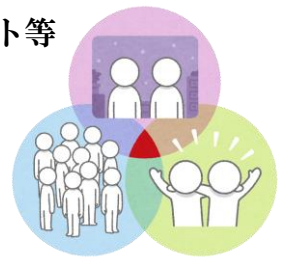
- 趣旨 ・・ 新型コロナウイルス感染症により、七尾市の経済が大幅に悪化していることから、市内の中小企業及び個人事業主の皆様に対して、応援金を支給いたします。
- 支給額 ・・ 中小企業(法人) ・・ 20万円      個人事業主(個人) 10万円

3.申請要件・・・ 市内に主たる事業所を置き「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」の交付を受けない中小企業又は個人事業主で、以下の3業種を対象とします。

対象業種	対象店舗・施設等
飲食店	食品衛生法に基づき、保険所から飲食店の営業許可を受けており、一般食堂、料理店など主たる事業が施設内で食事提供する店舗（コンビニエンスストアを除く）
ホテル・旅館・簡易宿泊業	旅館業法の規定により県知事からホテルや旅館、簡易宿泊所の営業許可を受けている施設
観光バス・タクシー事業者	運輸局から一般貸切旅客自動車運送事業及び、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者

4.申請書類(以下の①④の書類は七尾市のHPよりダウンロードできます)

- ①コロナに負けるな七尾応援金申請書
- ②業種に係る営業に必要な許可証等の写し(飲食店営業許可証、ホテル・旅館又は簡易宿泊所(民宿等)の営業許可証、一般貸切又は一般乗用旅客自動車運送事業許可証等)
- ③本人確認書類(写し)
  - <法人>法人代表者の運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
  - <個人>運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
- ④支払金口座振替依頼書



5.申請受付期間及び受付方法

(1)申請受付期間・・・令和2年5月11日(月)から当分の間

(2)申請受付方法

①郵送の場合・・・簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨します。

(宛先)〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地 産業部商工観光課商工G宛て

②持参の場合・・・事前に下記の問い合わせまでご連絡いただき、訪問に日時を担当者にお伝えの上、御来庁下さい。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)

<受付時間・・・9:00~17:00(土、日、祝日を省く)>

<お問い合わせ>七尾市産業部商工観光課商工G TEL 0767-53-8565  
〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地(8:30~17:15 土、日、祝休み)

■七尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例について				
議員報酬月額	従前の報酬額に据え置きとする			
		現在の報酬額	減額後の額	減額
	議長	580,000円	537,000円	△43,000円
	副議長	510,000円	428,000円	△82,000円
	議員	480,000円	401,000円	△79,000円
減額の期間	令和2年5月~令和3年3月までとする			
期末手当	期末手当の算定の基礎となる議員報酬月額は、現在の報酬額とする			
影響額	年額15,279,000円の減額となる			
	報酬			
	議長	43,000円×11ヶ月×1人		473,000円
	副議長	82,000円×11ヶ月×1人		902,000円
	議員	79,000円×11ヶ月×16人		13,904,000円
	小計		15,279,000円	
※一人当たり年額 議長・・・473,000円 副議長・・・902,000円 議員・・・869,000円				